

茨城県民間観光施設のトイレ整備推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成31年茨城国体・全国障害者スポーツ大会、平成32年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、県内民間観光施設の受入体制の強化を図るため、民間観光施設内のトイレを改修する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することに関し、茨城県補助金等交付規則（昭和36年6月19日茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金交付の対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1に定める県内の観光施設において、和式トイレ（ただし、専ら従業員が使用することを目的とするトイレは除く。第5条第2項において同じ）を改修する工事で、別表第2に定めるもののいずれかに該当するものとする。

(補助対象事業者)

第3条 補助金交付の対象者（以下「補助対象事業者」という。）は、別表第1に定める県内の観光施設を経営、又は所有する民間事業者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象経費（消費税及び地方消費税を除く額をいう。以下「補助対象経費」という。）は、第2条に定める工事に要する工事費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助対象経費には含まないものとする。

(1) 消耗品費

(2) 第6条第1項に規定する補助金の交付申請日以前に、この要綱に基づく補助又は他の重複する補助制度に基づく補助等を受け工事等を行っている場合にあつては、当該工事等の部分と同一部分の工事に係る経費

(3) 第6条第1項に規定する補助金の交付申請日以前に着工した工事に係る経費

(4) その他知事が不相当と認める経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、予算の範囲内において交付する。

2 補助金の限度額は、補助対象事業を行う便房1つにつき100千円とする。また、施設内の全トイレに占める洋式トイレの割合が50%以上となるまでを上限とする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、規則第4条の規定により、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請は1施設につき1度限りとする。

(交付の条件)

第7条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助対象事業者は、補助対象事業等の内容の変更（軽微な変更は除く。）及び補助対象経費の額の変更を行うときは、補助金交付変更申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。

(3) 補助対象事業者は、補助対象事業を中止又は廃止する場合においては、補助対象事業中止（廃止）届（様式第3号）により、中止（廃止）を届け出るものとする。なお、中止（廃止）の届出があつ

たときは、当該届出に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

- (4) 補助対象事業者は、補助対象事業が予定期間に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加したトイレについては、補助対象事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、利用者がトイレを快適に利用できるように定期的に清掃を行うなど、その適正管理を図ること。
- (6) 補助対象事業が、重複する他の補助制度の交付対象となった場合は、本補助金の交付を受けてはならない。
- (7) 補助金交付申請に係る提出資料の写し及び各種通知書類を、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。

(交付の決定)

第8条 知事は、補助金の交付の申請を受けた場合においては、当該申請に係る事項等の審査及び必要に応じて行う現地調査等を実施し、補助金を交付すべきものと認めるときは、規則第7条の規定により、補助金交付決定通知書（様式第4号）を通知するものとする。

- 2 第7条第1項第2号の規定による補助金交付変更申請を受けた場合において、変更を承認すべきものと認めるときは、補助金交付変更申請承認通知書（様式第5号）を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助対象事業者は、規則第8条により申請を取り下げようとするときは、補助金交付申請取下げ書（様式第6号）により行うものとする。なお、申請の取下げがあったときは、当該取下げに係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

- 2 規則第8条第1項に規定する期日は交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過する日とする。

(決定の取り消し等)

第10条 知事は、規則第9条の規定により、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すべき事由が発生した場合には、補助金交付決定（取消・変更）通知書（様式第7号）により交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更するものとする。

(実績報告書)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 着工前及び工事完了写真
- (3) 工事を行った者の工事完了証明書（様式第9号）
- (4) 工事代金領収書又は請求書の写し（内訳明細のわかるもの）
- (5) 前各号のほか知事が必要と認める書類

(額の確定)

第12条 知事は、補助対象事業の完了実績の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第10号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 13 条 補助金の交付は、精算払いとする。

- 2 補助金を受けようとする補助対象事業者は、補助金の額の確定の通知を受けた日から起算して 7 日を経過する日までに、補助金交付請求書(様式第 11 号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の取消し)

第 14 条 知事は、補助対象事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容、条件その他法令若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第 15 条 規則第 20 条に規定する財産は補助金の対象となった便房とし、同条ただし書きの規定により知事が定める期間(以下「処分制限期間」という。)は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定められた耐用年数の期間とする。

- 2 補助対象事業者は、処分制限期間において補助対象の洋便器を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第 12 号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をしようとする場合において、天災等のやむを得ないと認められる場合を除き、当該交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。
- 4 補助対象事業者は、前項の規定による返還の請求を受けたときは、当該請求に係る補助金を知事に返還しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 6 月 7 日から施行する。

別表第1 観光施設（第2条関係）

県産品を活用した体験型の施設	<ul style="list-style-type: none"> 県産品の農林水産物を使用した体験施設 そば打ち、おやきづくり、ゆばづくり、農業体験施設、観光果樹園、観光農園等 県の伝統工芸品、郷土工芸品を活用した体験施設 紙すき、陶芸、織物、竹細工、ガラス細工等
海や山など自然を活用した施設	<ul style="list-style-type: none"> 湖や山、滝など優れた自然景観を展望できる休憩施設 自然を活用したレジャー施設 ウォータースポーツ施設（ボート・カヌー・水上バイク等）、スカイスポーツ施設（パラグライダー・ハングライダー等）、サイクリングコース、キャンプ場等
歴史・文化をテーマにした施設	<ul style="list-style-type: none"> 地域の歴史や文化をテーマにした見学施設 博物館、美術館、文学館、資料館、観光酒蔵、工場見学施設等 歴史的な建造物を活用した休憩施設、見学施設
その他の施設	<ul style="list-style-type: none"> 上記の他、観光客が多く利用する施設（非日常利用が多い施設）

別表第2 補助対象事業（第2条関係）

補助対象事業	
1 和便器から洋便器へ取り替える工事	洋便器（暖房便座、洗浄器付便座など）への改修工事
2 上記1に付随して、便房内の利便性を向上させるための設備を改修、設置する工事	手摺り、オストメイト用設備、ベビーシート、ベビーホルダーの改修、設置など
3 上記1，2に付随する一連の工事	給排水管、配線、間仕切りの改修など
4 その他知事が適当と認める工事	

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名
電 話 番 号 () 印

茨城県民間観光施設のトイレ整備推進事業補助金交付申請書

茨城県民間観光施設のトイレ整備推進事業について、補助金の交付を受けたいので、茨城県民間観光施設のトイレ整備推進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助対象事業者名
- 2 民間観光施設名
- 3 補助対象事業の内容
- 4 交 付 申 請 額 金 , 円
- 5 補助対象事業の期間
工事着工予定日 平成 年 月 日
工事完了予定日 平成 年 月 日

- 添付書類
- (1) 事業計画書（別紙1）
 - (2) 施設の平面図
 - (3) 設計書及び設計図 ※見積書等により工事の内容が分かる場合は不要
 - (4) 工事着工前の写真
 - (5) 工事の見積書の写し
 - (6) 法人の場合は、定款又は登記事項証明書（全部事項）、
個人の場合は住民票抄本
 - (7) 茨城県税の納税証明書（直近のもの）
 - (8) その他知事が必要と認める書類

別紙 1

事業計画書

1 工事内容に関する事項

工事内容	工事 便房数	補助対象 便房数	一便房当 たり補助 対象経費	補助対象 経費	補助金額

2 その他

事 項	内 容			
改修前の施設のトイレ状況	和式トイレ 数(A)	洋式トイレ 数(B)	全数 (C=A+B)	洋式化率 (B/C×100)
	基	基	基	%
改修後の施設のトイレ状況	和式トイレ 数(A)	洋式トイレ 数(B)	全数 (C=A+B)	洋式化率 (B/C×100)
	基	基	基	%
施設整備を必要とする理由				
その他参考となる事項 (観光客をおもてなしする 取り組み等について記載)				

様式第2号（第7条第1項（2）関係）

平成 年 月 日

茨城県知事

殿

申請者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名
電 話 番 号 () 印

茨城県民間観光施設のトイレ整備推進事業補助金交付変更申請書

平成 年 月 日付け観物第 号により交付決定のあった次の事業の内容等を変更したいので、茨城県民間観光施設のトイレ整備推進事業補助金交付要綱第7条第1号（2）の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助対象事業者名
- 2 観 光 施 設 名
- 3 変 更 の 理 由
- 4 変 更 の 内 容
- 5 交 付 決 定 額 金 _____, _____ 円
- 6 変 更 後 交 付 申 請 額 金 _____, _____ 円
- 7 添 付 書 類 (1) 変更後事業計画書（別紙2）
(2) その他、参考となる書類

別紙2

変更後事業計画書

1 工事内容に関する事項

	工事内容	工事便房数	補助対象便房数	一便房当たり補助対象経費	補助対象経費	補助金額
変更前						
変更後						

2 その他

事項	内容			
改修前の施設のトイレ状況	和式トイレ数(A)	洋式トイレ数(B)	全数(C=A+B)	洋式化率(B/C×100)
	基	基	基	%
改修後の施設のトイレ状況	和式トイレ数(A)	洋式トイレ数(B)	全数(C=A+B)	洋式化率(B/C×100)
	基	基	基	%
施設整備を必要とする理由				
その他参考となる事項 (観光客をおもてなしする取り組み等について記載)				

様式第3号（第7条第1項（3）関係）

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

届出者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名
電 話 番 号 () 印

補助対象事業中止（廃止）届

平成 年 月 日付け観物第 号により交付決定のあった次の事業を中止（廃止）しましたので、茨城県民間観光施設のトイレ整備推進事業補助金交付要綱第7条第1項（3）の規定により、次のとおり届け出ます。なお、提出済みの書類に関しては返却を求めません。

1 補助対象事業者名

2 民間観光施設名

3 補助対象事業を中止
（廃止）する理由

4 補助対象事業を中止 平成 年 月 日
（廃止）する年月日

様式第4号（第8条第1項関係）

観物 第 号
平成 年 月 日

様

茨城県知事

印

茨城県民間観光施設のトイレ整備推進事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けであった茨城県民間観光施設のトイレ整備推進事業補助金交付申請については、次のとおり決定しましたので、茨城県民間観光施設のトイレ整備推進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

1 補助対象事業者名

2 民間観光施設名

3 補助対象事業の内容

4 交付申請額 金 , 円

5 交付決定金額 金 , 円

様式第5号（第8条第2項関係）

観物 第 号
平成 年 月 日

様

茨城県知事

印

茨城県民間観光施設のトイレ整備推進事業補助金交付変更承認通知書

平成 年 月 日付けであった茨城県民間観光施設のトイレ整備推進事業補助金交付変更申請については、次のとおり承認いたしましたので、茨城県民間観光施設のトイレ整備推進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

- 1 補助対象事業者名
- 2 民間観光施設名
- 3 変更前の事業内容
- 4 変更後の事業内容
- 5 変更後の交付決定額 金 , 円

様式第 6 号（第 9 条第 1 項関係）

平成 年 月 日

茨城県知事

殿

申請者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名
電 話 番 号 () 印

茨城県民間観光施設のトイレ整備推進事業補助金交付申請取下げ書

平成 年 月 日付け観物第 号で交付の決定を受けた事業について、茨城県民間観光施設のトイレ整備推進事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、申請を取下げます。

なお、提出済みの書類に関しては返却を求めません。

- 1 補助対象事業者名
- 2 民間観光施設名
- 3 補助対象事業の申請
を取り下げる理由

様式第7号（第10条関係）

観物 第 号
平成 年 月 日

様

茨城県知事

印

茨城県民間観光施設のトイレ整備推進事業補助金交付決定（取消・変更）通知書

観物第 号 平成 年 月 日付けで通知した茨城県民間観光施設のトイレ整備推進事業補助金交付決定については、次のとおり（取消・変更）しましたので、茨城県民間観光施設のトイレ整備推進事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

- 1 補助対象事業者名
- 2 民間観光施設名
- 3 取り消した部分
- 4 取り消した理由
- 5 変更前の決定の内容
- 6 変更後の決定の内容

第8号様式（第11条関係）

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

補助対象事業者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名
電 話 番 号 () 印

茨城県民間観光施設のトイレ整備推進事業実績報告書

このことについて、茨城県民間観光施設のトイレ整備推進事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 補助対象事業の交付決定額及びその精算額

交付決定額 金 _____, _____ 円
精 算 額 金 _____, _____ 円

2 補助対象事業の実施期間

事業着工日 平成 年 月 日
事業完了日 平成 年 月 日

3 添 付 書 類

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 着工前及び工事完了写真
- (3) 工事を行った者の工事完了証明書（様式第9号）
- (4) 工事代金領収書又は請求書の写し（内訳明細のわかるもの）
- (5) その他知事が必要と認める書類

様式第 10 号 (第 12 条関係)

観物 第 号
平成 年 月 日

様

茨城県知事

印

茨城県民間観光施設のトイレ整備推進事業補助金確定通知書

平成 年 月 日付けで実績報告のあった補助対象事業については、次のとおり補助金の額を確定しましたので、茨城県民間観光施設のトイレ整備推進事業補助金交付要綱第 12 条の規定により通知します。

- 1 補助対象事業者名
- 2 民間観光施設名
- 3 交付決定金額 金 , 円
- 4 補助対象経費精算額 金 , 円
- 5 交付決定金額 金 , 円

様式第 11 号 (第 13 条第 2 項関係)

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

補助対象事業者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名 印
電 話 番 号 ()

茨城県民間観光施設のトイレ整備推進事業補助金交付請求書

平成 年 月 日付け観物第 号で額の確定通知を受けた茨城県民間観光施設のトイレ整備推進事業補助金について、茨城県民間観光施設のトイレ整備推進事業補助金交付要綱第 13 条第 2 項の規定により、下記のとおり交付されるよう請求します。

1 補助金請求額

	十	万	千	百	十	一	円
--	---	---	---	---	---	---	---

2 振込指定口座

金融機関名	銀行・信用金庫 農業協同組合 ()	本店・支店 支所・出張所 ()
預金種別	普通預金 ・ 当座預金	
口座番号	(口座番号を右詰で記入して下さい)	
フリガナ		
口座名義人		

第 12 号様式（第 15 条第 2 項関係）

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

補助対象事業者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名
電 話 番 号 () 印

財 産 処 分 承 認 申 請 書

茨城県民間観光施設のトイレ整備推進事業補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、茨城県民間観光施設のトイレ整備推進事業補助金交付要綱第 15 条第 2 項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類